

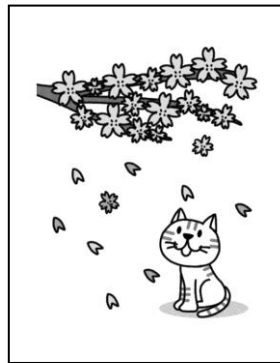
愛西市立佐屋
小学校保健室
H28. 4. 7
第 1 号

新1年生のみなさん ご入学おめでとうございます！

新入生のみなさんはじめまして。2年生から6年生のみなさん、今年もよろしくお願ひします。この「ほけんだより」で「健康」についてのいろいろな情報や保健室からのお願いをのせていきますので、おうちの人といっしょに読んでくださいね。

4月の保健目標
自分の体を知ろう

けんこうしんだん
健康診断ってなあに？



みなさんがどれだけ大きくなったか、病気を見つけ早く治して、学校生活が送れるかどうかを毎年6月30日までに検査しなければならないという法律があります。(学校保健安全法)

これにより、学校では4月から6月までの間にいろいろな検査をします。これは自分の体を知るチャンスです。しっかり受けて、もし、治さなければいけない病気があったら、早く治しましょう。

健康診断などでお世話になる学校医等の先生方

学校医として 1, 2年担当	宇佐美 武 先生	あすかクリニック愛西
同上 3, 4年、個別担当	井口 壽也 先生	井口内科クリニック
同上 5, 6年担当	佐藤 誠 先生	マコト整形外科
学校歯科医として 1, 4年担当	石原 寛巳 先生	石原歯科医院
同上 2, 5年担当	下里 つかさ 先生	下里歯科医院
同上 3, 6年、個別担当	加藤 俊樹 先生	さや歯科医院
学校眼科医として	真野 清子 先生	真野眼科
学校薬剤師として	服部 武 先生	しょうなん調剤薬局佐古木店



保健室を使うときのやくそく



保健室は学校でけがをしたときや、体の調子が悪くなったとき、相談したいことがあるときなどに利用します。みんなが使いやすいように、次のやくそくを守ってください。

● 保健室に来るときは、担任の先生に話して、緑色の紙を書いてもらってから来てください。



● 保健室では、学校で起きたけがの最初の手当のみをします。

● 保健の先生が保健室にいないときは、職員室にいる先手当をしてもらってください。(保健室があなたの健康を守ります)

ありませんか？



● 傷口が砂やどろでよごれているとき、来てください。



～保護者の方へ～

○ 学校で起きたけがについて、病院等で治療を受けた場合、日本スポーツ振興センターに申請すると治療費の一部が給付されるという制度に加入しています。学校でけがをして医療機関にかかられた場合は、担任までお知らせください。

○ 風疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、インフルエンザなど人にうつる病気は出席停止になります。医師の診断した日から出席停止としますので、診断されたらすぐ学校にお知らせください。出席停止通知を出します。医師の登校許可が出ましたら、出席停止解除届に保護者の方が記入して、それをお子さんがもって登校し、担任まで提出してください。

(裏面に出席停止となる学校伝染病とその停止期間が載せてあります。)

平成〇年〇月〇日
出席停止通知書

保護者様

愛西市立佐屋小学校長
〇〇〇〇

このことについて、学校保健安全法第19条に基づき下記のように通知いたします。家庭において医師と相談の上、適切な処置をおとりください。なお、医師の登校許可がありましたら、下記の用紙を学校へ提出していただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 1 学年・学級・氏名 年 組
- 2 出席停止理由(病名)
- 3 出席停止期間 平成 年 月 日 から医師の許可が出るまで

愛西市立佐屋小学校長殿

出席停止解除届

登校する月日・医療機関名を記入し、保護者氏名に押印して提出してください。



がっ ほけんぎょうじ 4月の保健行事



にち ようび 日 (曜日)	ほけんぎょうじ 保健行事	がくねん 学年	び こう 備 考
8日 (金)	しんたいそくてい 身体測定、視力検査	ねん 6年	たいそうふく 体操服、めがねのある人は持ってくる
11日 (月)	しんたいそくてい 身体測定、視力検査	ねん 5年	たいそうふく 体操服、めがねのある人は持ってくる
12日 (火)	しんたいそくてい 身体測定、視力検査	ねん 4年	たいそうふく 体操服、めがねのある人は持ってくる
13日 (水)	しりよくけんさ 身体測定、視力検査	個別	たいそうふく 体操服、めがねのある人は持ってくる
15日 (金)	しんたいそくてい しりよくけんさ 身体測定、視力検査	ねん 3年	たいそうふく 体操服、めがねのある人は持ってくる
	ないかけんしん 内科検診	ねん 6年	修学旅行前健康診断を兼ねる
18日 (月)	しんたいそくてい しりよくけんさ 身体測定、視力検査	ねん 2年	たいそうふく 体操服、めがねのある人は持ってくる
19日 (火)	しんたいそくてい しりよくけんさ 身体測定、視力検査	1年	たいそうふく 体操服、めがねのある人は持ってくる
20日 (水)	にょうけんさ 尿検査	全校児童	あさいちばん にょうと 朝一番の尿を採って持ってくる
28日 (木)	しかけんしん 歯科健診	2、5年	かならずは 歯をみがいてきましょう

◆健康診断変更点◆

今年度から大きく下の3つの事に関して変更があります。

- ① 内科検診時に「四肢の状態」に関する項目が加わりました。
新しく「運動器検診保健調査票」加わりましたので、お子様の四肢の状態に関する質問事項に答えてご提出ください。
- ② ぎょう虫卵検査は地域内の発生がないので削除されました。
- ③ 歯科健診において「CO要観察歯」の場合、これまでは「適切な歯みがき」を行うことでむし歯になる前の「観察歯」となり、「家庭へのお知らせ」だけでしたが、「CO要相談」の歯に変更され、「受診のお勧め」の対象となりました。



【資料】

がっこうでんせんびょう

学校伝染病について

学校伝染病とは？

・学校は感染症が流行しやすい集団生活の場です。そこで、1958年、学校保健法が制定され、「学校において予防すべき伝染病」が定められました。

1999年4月に新しい感染症予防法が施行され、学校保健法施行規則が一部改正されて、学校伝染病の対象疾患が変わりました。

第2種の学校伝染病（まれだけど、重大な病気）

・エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る）、急性灰白髄炎（ポリオ）、鳥インフルエンザ（H5N1）

➡ 出席停止期間は「治癒するまで」

第2種の学校伝染病（よくある学校伝染病）

・飛沫感染するもので、学校において流行を広げる可能性が高い伝染病

病名	潜伏期	出席停止期間の基準
インフルエンザ	1～2日	発症後5日、かつ解熱後2日を経過するまで
百日咳	6～15日	特有の咳が消えるまで、または5日間の適正な抗菌剤の治療が終了するまで
麻疹（はしか）	10～12日	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	14～24日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過しかつ全身状態が良好となるまで
風疹	14～21日	発疹が消えるまで
水痘（水ぼうそう）	11～20日	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	5～6日	主な症状がなくなった後2日を経過するまで
結核	一様ではない	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	1～14日	//

第3種の学校伝染病

・飛沫感染が原因ではないが、放置すれば学校で流行が広がってしまう伝染病

コレラ、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎など
第3種の学校伝染病の中にその他の伝染病があります。その他の伝染病は学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば、校長が学校医の意見を聞き、第3種の伝染病としての措置を講じることができる伝染病をいいます。

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、伝染性軟属腫（水いぼ）、伝染性膿疱疹（とびひ）で出席停止期間は医師により「伝染のおそれがない」と認められるまで。